

附 則（平成三〇年三月三一日政令第一四三号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定及び次項の規定は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号。同項において「統合法改正法」という。）の施行の日から施行する。

(社会保険制度に基づく給付等に関する経過措置)

2 統合法改正法附則第二条第一項（未支給給付に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する特例年金給付（この政令による改正前の国税徴収法施行令第三十五条第三項第八号（社会保険制度に基づく給付等）に規定する一時金に限る。）について、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三一日政令第一一八号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

附 則（令和五年三月三一日政令第一四四号）抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。